

医療相談室だより

令和4年 7月 (No. 365)
令和4年 7月 1日発行



短い梅雨が明けて、もう真夏ですね。職員は夏休み休暇を頂く場合がありますので、面談などの相談は早めにお願ひします。

限度額適用認定証について

入院治療を受けられる場合、保険適応内の医療費を抑える制度があります。限度額適応認定証について説明していきたいと思ひます。

『限度額適応認定証とは』

、医療機関の窓口で提示をすると医療機関ごとにひと月の保険内の医療費の支払額が、自己負担限度額までとなります。(保険外医療費に関しては別途、自己負担となります。) 加入している公的医療保険者(健康保険組合、協会けんぽ、市町村国保、後期高齢者医療制度、共済組合など)からあらかじめ交付を受け

○申請先

- ・国民健康保険に加入している方→居住地の役所
- ・共済・組合保健の方→各(職場)保険組合
- ・協会けんぽの方→各所管の社会保険事務所・会社の人事部等

○申請時必要なもの

- ・本人確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、後期高齢者医療保険証、介護保険証等)
- ・個人番号を確認できる書類(マイナンバーカード、マイナンバー通知証等)
- ・非課税証明書(協会けんぽで住民税非課税の方)

※代理の方が申請される場合は本人と代理の方の本人確認できる書類が必要になります。

※限度額適応認定証は発効までに時間を頂く場合がございます。利用申請の際は、お早めの申請をお願いいたします。

※『高額療養費とは』

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は個人や所得に応じて決まっています。

申請が必要にはなりますが、限度額適応認定証を取らずとも自己負担限度額を超えた支払いに関して払い戻しを受けることができます。

今回は、各種医療証には有効期限、更新についてお知らせします。

コロナ禍の病棟生活の様子



今回は面会制限中の病棟の様子についてお伝えします。病棟ごとの対応が異なる場合がございますので、ご了承ください。

・日中活動

主治医の指示があれば、日中は午前午後どちらかの時間で作業療法に参加できます。感染予防対策の観点から、ほとんどの患者様は病棟内で実施しています。作業療法室を使う場合は、外来の患者様と接触しないように時間をずらすなどして対応しています。

・介護認定調査

本人が移動可能な状態であれば外来の診察室で実施しました。本人の移動が難しいは、調査員がフェースシールドや手袋などを着用していただいた上で、専用のエレベーターを利用して病棟まで向かい、病棟の面会室や、ベッドサイドで調査しています。時には iPad のビデオ通話機能を利用して調査を行う場合もあります。

・季節の行事

コロナ流行前までは病棟混合で夏祭りや文化祭を実施しておりましたが、現在は中止し、各病棟内で季節の行事を実施しております。患者様が季節を感じられるように病棟内の装飾や雰囲気作りもこだわって実施しています。季節や行事に因んだ思い出を振り返ったり、ゲームをしました。特別メニューのおやつも飲み込みが難しい方には飲みものを提供したりなど工夫して行っています。

7月4日より条件付きで面会制限が解除となりますが、感染状況によっては突然変更となる場合があります。ご了承ください。

今後とも、ご不便やご面倒をおかけすると思ひますが、当院での感染予防対策にご協力お願いいたします。

相談室より

ソーシャルワーカーの勤務は、平日月曜日から金曜日です。事前に電話で相談日時をお約束することも可能です。また、当番者の出勤がある土曜日もあります。ご用のある方は事前に、ご連絡いただくようよろしくお願いいたします。



7月9日 市川佳奈
7月16日 荻生
7月23日 下山
8月6日 市川佳奈

病院ホームページもご覧ください

東京都八王子市美山町1076
医療法人社団 光生会 平川病院
院長 平川 淳一
電話 042(651)3131

医療相談科
荻生 木村 下山 市川佳奈
石川 菊谷 市川浩之 天野
椎名 石橋

